

令和 2 年度
阪神国際港湾株式会社
事業概要

港湾局

目次

	頁
I 設立趣旨	1
II 概要	
1 社名	2
2 本社所在地	2
3 設立年月日	2
4 資本金及び資本準備金	2
5 株主	2
6 機構	3
7 社員数	4
8 役員	4
III 定款	5
IV 令和元年度事業報告	
1 事業実績の概要	14
2 設備投資の状況	17
3 損益計算書・貸借対照表	18
(参考) 損益明細書	20
V 令和2年度事業計画	
1 事業運営の基本方針	21
2 事業計画	23
3 予定損益計算書・予定貸借対照表	28
(参考) 予定損益明細書	30
VI 主要事業の推移（平成29年～令和元年）	
1 阪神港コンテナ個数	31
2 阪神港取扱貨物量	32
3 阪神港内航フェリー一埠頭利用実績	33
(参考) 財務状況推移	34
(参考) 埠頭位置図	35

I 設立趣旨

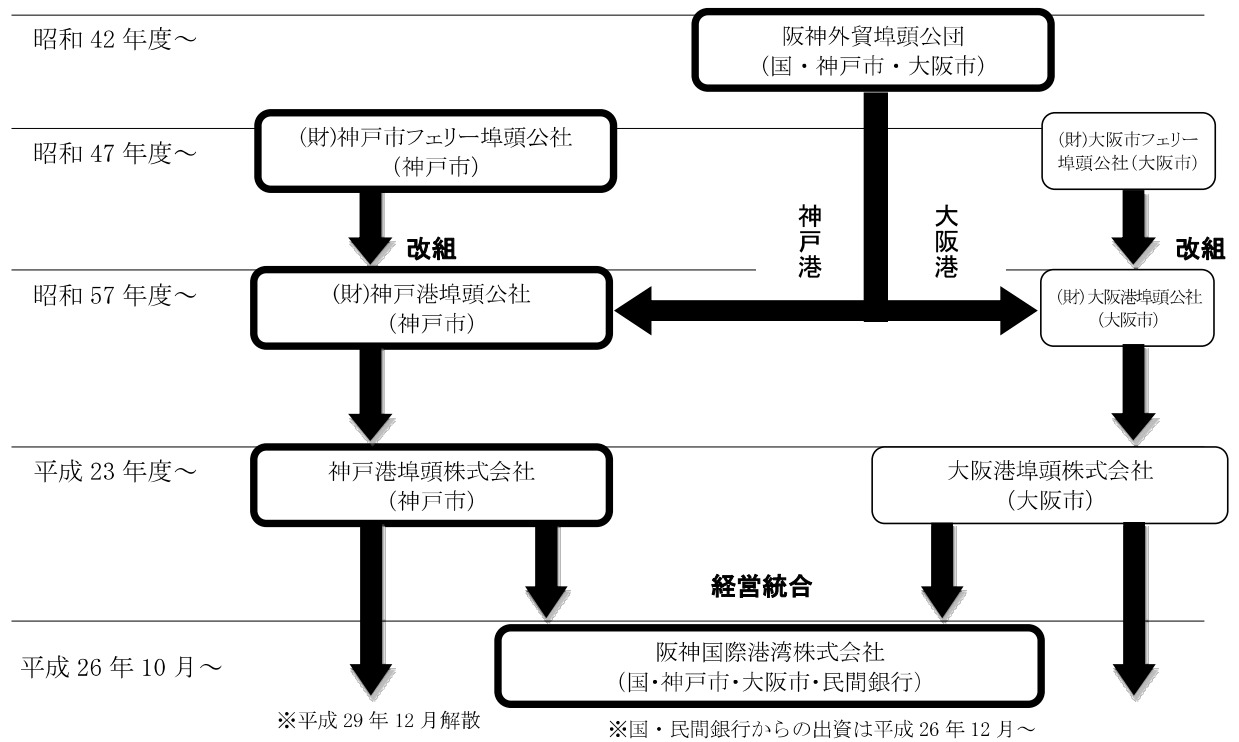
当社は、国の国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、阪神港の国際競争力の強化に向け、民の視点による効率的かつ一体的な港湾運営をさらに推進するために、平成 26 年 10 月 1 日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社として業務を開始した。

その後、同年 11 月に港湾法で定める本則の港湾運営会社の指定を受け、同年 12 月には国及び民間からの出資を受け入れ、日本初の「特定港湾運営会社」となった。

アジア諸港との港湾間競争の激化、さらにはメガキャリアによるコンテナ船の大型化や共同配船等による国際基幹航路の再編など取り巻く環境が急速に変化するなか、阪神港が今後も日本のハブポートとしてその役割を最大限発揮していくことこそが、西日本経済の発展、ひいては市民生活の向上には不可欠である。

そのために、当社は、阪神港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の管理運営を通じて、阪神港の物流機能の強化に努めるとともに、国や港湾管理者、阪神港に関わる物流事業者の方々との連携のもと、取扱貨物量の増加に向けた取り組みを効果的に展開していく。

【沿革】



Ⅱ 概 要

1 社 名

阪神国際港湾株式会社

(英文) Kobe-Osaka International Port Corporation

2 本社所在地

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館 20階

3 設立年月日

平成26年10月1日

4 資本金及び資本準備金

資本金 7億3,000万円

資本準備金 7億3,000万円

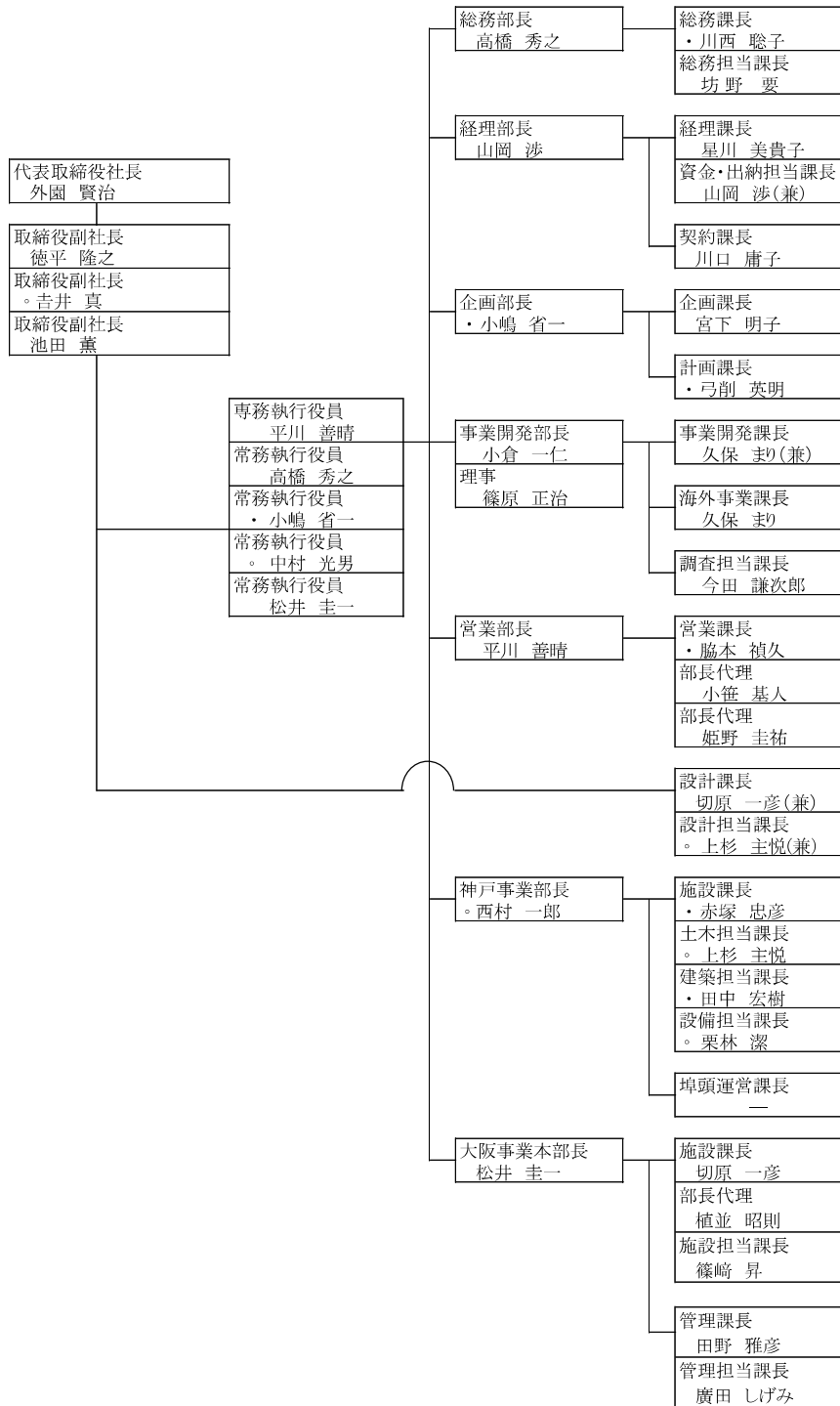
5 株 主

財務大臣	10,000株
神戸市	9,000株
大阪市	9,000株
株式会社三井住友銀行	800株
株式会社みずほ銀行	200株
株式会社三菱UFJ銀行	200株

6 機 構

阪神国際港湾株式会社 組織図

(令和2年8月1日現在)



・印は本市派遣職員を示す。
 ○印は本市を退職した職員を示す。

7 社員数

(令和2年8月1日現在)

部 名	課 名	執行役員	部 長	課 長	課長代理	係 長	係 員	合 計
総務部	総務課	1	0	2 (1)	1	2	3	9 (1)
経理部	経理課		1	1	0	1	5	8
	契約課			1	0	1	0	2
企画部	企画課	2 (1)	0	1	1 (1)	1	0	5 (2)
	計画課			1 (1)	2 (2)	0	1	4 (3)
事業開発部	事業開発課	0	2	1	0	1	1	5
	海外事業課			1	0	0	0	1
営業部	営業課	0	0	3 (1)	1 (1)	1	5	10 (2)
神戸事業部	施設課	1	1	4 (2)	2 (2)	5	7	20 (4)
	埠頭運営課			0	1	1	2	4
大阪事業本部	施設課	1	0	3	2	6	4	16
	管理課			2	0	2	5	9
合 計		5 (1)	4	20 (5)	10 (6)	21	33	93 (12)

注1.()内は本市派遣職員数を内数で示す。

注2. 役員は含まない。

8 役員

(令和2年8月1日現在)

役 職	氏 名	備 考
代表取締役社長	外園 賢治	
取締役副社長	徳平 隆之	
取締役副社長	吉井 真	
取締役副社長	池田 薫	
取 締 役	田中 利光	大阪市港湾局長
取 締 役	辻 英之	神戸市港湾局長
取 締 役	鈴江 孝裕	鈴江コーポレーション(株) 代表取締役会長
取 締 役	久保 敬二	川崎汽船(株) 執行役員
監 査 役	黒田 勝彦	
監 査 役	森脇 肇	

Ⅲ 定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、阪神国際港湾株式会社と称する。英文では Kobe-Osaka International Port Corporation と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を神戸市に置く。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営む。

1. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
2. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するために必要な施設の建設、賃貸及び管理運営
3. コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
4. 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営
5. 港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業の実施
6. 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査・研究等
7. 海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査
8. 前各号の事業に附帯する事業
9. 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告する。

(株主割当てによる募集株式の発行)

第11条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式の譲渡承認手続き、株主名簿への記載又は記録、株主のなすべき届出その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集することができる。

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前（書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前）までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

(株主総会の決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に

備え置く。

(株主総会の決議の省略)

第19条 当社は、取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長を選定し、必要に応じて、会長その他の役付取締役を定めることができる。

3 社長は、当社を代表する。

4 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第24条 社長は、当社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役（以下「非業務執行取締役」という。）との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

第5章 取締役会

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第30条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることがで

きる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第32条 取締役会における議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第33条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会の定める取締役会規則による。

第6章 監査役

(監査役の数)

第34条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第37条 監査役は、監査役の互選によって常勤監査役を定めることができる。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第7章 会計監査人

(会計監査人の員数)

第41条 当社の会計監査人は、2名以内とする。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役の同意を得て決定する。

第8章 計算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第47条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、剰余金の配当を行うことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第48条 配当金はその支払提供の日から満3年を超過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の未払配当金には利息を付けない。

第9章 法令の準拠

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

附則

(設立の際に発行する株式の数)

第1条 当会社の設立時発行株式の数は18,000株、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(最初の事業年度)

第2条 当会社の最初の事業年度は、第46条の規定に関わらず、当会社成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人)

第3条 当会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

取締役	犬伏 泰夫
取締役	川端 芳文
取締役	寺本 良平
取締役	中村 光男
取締役(社外取締役)	徳平 隆之
取締役(社外取締役)	吉井 真
監査役(社外監査役)	黒田 勝彦
監査役(社外監査役)	森脇 肇
会計監査人	新日本有限責任監査法人

(設立時代代表取締役)

第4条 当会社の設立時代代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代代表取締役	犬伏 泰夫
設立時代代表取締役	川端 芳文

上記定款は、大阪市住之江区南港北二丁目1番10号大阪港埠頭株式会社及び神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号神戸港埠頭株式会社を共同新設分割して当社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

IV 令和元年度事業報告

1 事業実績の概要

国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社を設立した。

港湾運営会社として阪神港を一元的に運営することで、トータルコストの削減など効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいる。また、国及び港湾管理者との協働体制のもと、集貨、創貨及び競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の一翼を担う組織として、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めている。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、国際物流・国内物流は多大な影響を受けており、当社が管理、運営する阪神港を取り巻く環境も予断を許さない状況が続いている。このような状況の中、西日本の拠点港として、市民生活や経済活動に必要な不可欠である物流を支え、物流機能を確保することが、国際コンテナ戦略港湾としての役割を果たし、かつ、公的側面を担う当社の使命であると考え、港湾関連事業者の事業継続に対する側面的な支援を検討していく。

(1) 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

ア 集貨

集貨については、国の「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用し、外航及び内航航路の維持・拡大を図るとともに、神戸市・大阪市の両港湾管理者と連携し、国内他港から阪神港への利用転換を促進する事業に取り組んできた。

ポートセールスについては、国内では、地方港における貨物の取り扱い状況について各地方整備局と情報交換を重ね、協議を行った。加えて、寄港地の決定権を有する定期コンテナ船社のマーケティング総括部門やオペレーション部門への営業活動に注力した。また、コンテナラウンドユースの推進による広域集貨を図るため、「阪神インランドコンテナデポ滋賀みなくち」の運営を通じ、荷主のマッチング等について幅広い提案を実施した。

さらに、東南アジアを重点的なターゲットとしてトランシップを含む集貨に取り組むアジア広域集貨プロジェクトチームの一員として、神戸港で内航フェリーと海上コンテナ輸送を接続しドライバー不足時や緊急時等に確実に輸送できる物流とするなど、神戸港を活用した物流改善の提案やそのトライアルの促進に取り組んだ。

(財源内訳)

(単位:千円)

国(補助金)	港湾管理者(負担金)	自主財源	計
224,900	448,487	466,755	1,140,142

イ 創貨

創貨については、大阪港から食の輸出促進を図るために、「第3回大阪港食の輸出セミナー&商談会」を実施するとともに、国内の展示会（「第3回日本の食品輸出 EXPO」）に出展した。

また、阪神港におけるコンテナ貨物の増加を目的として、様々な貨物のコンテナ化のニーズ把握を行うとともに、トライアル輸送の実施検討を行うなど、事業者と具体的な協議を進めている。

ウ 競争力強化

競争力強化については、借受者のニーズに対応したガントリークレーンの整備を進めるとともに、既存ガントリークレーンの計画的な改修を進めてきた。また、荷役の効率化やターミナルの蔵置能力の増加を図るため、ヤード改良を実施するほか、新・港湾情報システム（CONPAS）の阪神港への導入に向けて国、神戸市、大阪市、オペレーター、陸運事業者、海貨事業者等とともに検討を進めている。令和2年2月には「阪神港における CONPAS 導入に向けた検討会（第1回）」を開催した。

ガントリークレーンの整備については、神戸地区では、RC4～5において5基のガントリークレーンを改修した（令和元年度完成）。大阪地区では、C9において1基のガントリークレーンを整備した（令和元年度完成）。また、C3において2基のガントリークレーンの整備を進めている（令和元年度完成1基、令和2年度完成予定1基）。

これら「集貨」「創貨」「競争力強化」の施策に積極的に取り組んだが、米中貿易摩擦など物流業界にとって厳しい環境が続き、年後半からは全国的に貨物量が減少していくなかで、令和元年の阪神港の取扱貨物量は約533万TEU（前年比約2万TEU減）となった。また、阪神港の要の内航フィーダーネットワークについては、近年の船舶の大型化への動きもあり、便数は令和2年3月時点で90便/週（前年比5便/週減）となった。

（2）フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の活性化については、フェリー各社の船舶大型化計画に合わせ、利用者の利便性向上を図るため、フェリーターミナルの整備を進めてきた。

具体的には、港湾管理者との協働により、神戸六甲フェリーターミナルにおいて岸壁防舷材取付工事が令和2年2月に完了し、新造船が入港した。また、プロモーション事業の実施等により、新規利用者の増加に取り組んだ。

(3) 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国及び両港湾管理者、大阪港の埠頭会社の施設を借り受け、効率的・機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んできた。

神戸地区では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭 9 バース、ライナー埠頭 15 バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭 7 バース、フェリー埠頭 3 バースの管理運営を行った。

大阪地区では、咲洲において、コンテナ埠頭 6 バース、国際フェリー埠頭 2 バース、ライナー埠頭 7 バース、内航フェリー埠頭 9 バース及び大阪港総合流通センターなどを、また夢洲において、コンテナ埠頭 3 バース及び付帯施設の管理運営を実施した。

当社施設と埠頭会社等から借り受けた施設の維持修繕を当社が一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応してきた。平成 30 年台風 21 号などの自然災害により、当社管理施設も甚大な被害を受けたが、国・港湾管理者・埠頭会社との連携のもと早期復旧に努め、港湾機能は回復した。今後も国や港湾管理者等と一体となり、再度災害防止の観点から高潮対策緊急事業の早期完成を目指す。

(4) 海外港湾の運営への参画

平成 30 年 12 月に議決権株式の 2.5%を取得したカンボジア王国のシハヌークビル港湾公社の株主総会への出席、同社の要人による阪神港視察や JICA 研修生の受入等を通じて、関係強化を図った。

(5) 人材育成と組織づくり

社員のジョブトレーニングや意識変革を通して、阪神港の発展に寄与し、将来の会社を担う人材育成を目指し社員育成方針（キャリアプラン）を策定するとともに、新しい人事評価制度、コンプライアンス委員会の運営方法の検討等、より良い組織づくりに努めた。

2 設備投資の状況

当事業年度の主な設備投資の状況は、下記のとおりである。

(単位:百万円, 税込)

	地区名	内 容	実施額
貸付金事業	六甲アイランド	荷役機械改修 等	2,295
	咲洲	荷役機械整備 等	
その他事業	ポートアイランド	シャッター改修 等	343
	六甲アイランド	電気施設整備 等	
	咲洲	荷役機械改修 等	
合 計			2,638

3 損益計算書・貸借対照表

(1) 損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで, 単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	12,003,304,542	営業収益	14,196,469,649
業務管理費	8,379,165,737	埠頭営業収入	12,611,878,578
維持修繕費	1,516,477,422	営業雑収入	1,584,591,071
減価償却費	2,008,805,143		
租税公課	98,625,717	営業外収益	151,784,860
その他	230,523	受取利息	4,710,695
		有価証券利息	620,045
販売費及び一般管理費	1,272,431,947	受取配当金	22,704,114
		業務受託収入	34,408,000
営業外費用	67,139,633	貸倒引当金戻入額	42,695,325
支払利息	33,107,724	その他	46,646,681
その他	34,031,909		
合 計	13,342,876,122	合 計	14,348,254,509
		税引前当期純利益	1,005,378,387
		法人税, 住民税及び事業税	145,988,577
		法人税等調整額	161,445,141
		当期純利益	697,944,669
		前期繰越利益剰余金	2,854,198,967
		繰越利益剰余金	3,552,143,636

※神戸市からの収入

(1) 補助金 — 千円

(2) 受託料 1,688,386千円

(2) 貸借対照表

(令和2年3月31日現在, 単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,124,577,077	(負 債 の 部)	29,266,588,483
現金及び預金	9,051,333,937	流 動 負 債	4,047,673,397
営業未収金	989,406,454	営業未払金	2,093,487,725
有価証券	2,000,000,000	1年内返済長期借入金	1,077,069,925
貯蔵品	1,729,307	リース債務	3,421,440
未収入金	1,089,073,735	未払金	257,578,191
前払費用	43,369,892	未払費用	8,043,523
未収法人税等	151,949,100	前受収益	8,287,525
未収消費税等	334,803,120	賞与引当金	48,335,414
その他	464,494,582	その他	551,449,654
貸倒引当金	△ 1,583,050		
固 定 資 産	20,322,228,417	固 定 負 債	25,218,915,086
有形固定資産	18,133,998,697	長期借入金	20,853,847,594
建物	1,242,069,681	リース債務	1,710,720
構築物	2,860,676,687	長期預り敷金保証金	4,235,111,909
機械及び装置	13,541,417,527	長期未払金	601,560
工具、器具及び備品	244,678,048	退職給付引当金	127,643,303
リース資産	5,798,841	(純 資 産 の 部)	5,180,217,011
建設仮勘定	239,357,913	株 主 資 本	5,012,143,636
無形固定資産	65,396,255	資本金	730,000,000
ソフトウェア	17,228,215	資本剰余金	730,000,000
施設利用権	36,699,331	資本準備金	730,000,000
無形固定資産仮勘定	11,468,709	利益剰余金	3,552,143,636
投資その他の資産	2,122,833,465	その他利益剰余金	3,552,143,636
投資有価証券	794,021,705	繰越利益剰余金	3,552,143,636
差入敷金保証金	1,005,037,506		
長期前払費用	12,441,536	評価・換算差額等	168,073,375
繰延税金資産	310,731,158	その他有価証券評価差額金	168,073,375
その他	32,274,517		
貸倒引当金	△ 31,672,957		
合 計	34,446,805,494	合 計	34,446,805,494

(参考) 損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位:円)

区 分	合 計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他
営 業 収 入	14,196,469,649	12,611,878,578	1,575,819,696	—	8,771,375
埠頭営業収入	12,611,878,578	12,611,878,578	—	—	—
営業雑収入	1,584,591,071	—	1,575,819,696	—	8,771,375
受 取 利 息	4,710,695	—	—	—	4,710,695
有 価 証 券 利 息	620,045	—	—	—	620,045
受 取 配 当 金	22,704,114	—	—	—	22,704,114
業 務 受 託 収 入	34,408,000	—	34,408,000	—	—
そ の 他	89,342,006	—	—	—	89,342,006
合 計	14,348,254,509	12,611,878,578	1,610,227,696	—	126,148,235

(2) 支出内訳表

(単位:円)

区 分	合 計	内 訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
営 業 支 出	13,275,736,489	895,767,119	10,231,223,747	2,024,316,739	124,428,884
業務管理費	8,379,165,737	429,834,612	7,949,331,125	—	—
維持修繕費	1,516,477,422	—	1,516,477,422	—	—
減価償却費	2,008,805,143	—	—	2,008,805,143	—
租 税 公 課	98,625,717	—	—	—	98,625,717
そ の 他	230,523	—	230,523	—	—
販売費及び 一般管理費	1,272,431,947	465,932,507	765,184,677	15,511,596	25,803,167
支 払 利 息	33,107,724	—	—	—	33,107,724
そ の 他	34,031,909	—	—	—	34,031,909
合 計	13,342,876,122	895,767,119	10,231,223,747	2,024,316,739	191,568,517

以上により、営業収入として141億9,646万円、営業支出として132億7,573万円を計上した結果、収支差は9億2,073万円となった。

V 令和2年度事業計画

1 事業運営の基本方針

阪神港の港湾運営会社として、神戸港、大阪港それぞれの海運・港湾を取り巻く環境の変化を的確につかみ、集貨、創貨及び競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を一体的に進めていく。また、中期経営計画の実現に向け、阪神港の国際競争力の強化に向けた取り組みを進め、西日本経済の発展と市民生活の向上に貢献していく。

新型コロナウイルス感染症への対応について、国および大阪府、兵庫県の方針、要請に従い、社員及び港湾関連事業者等の安全や健康、感染拡大の防止に努めるとともに、物流への影響を見定めながら、国や港湾管理者等と協力し、西日本全体の経済・産業を支える阪神港として、国際物流の維持・拡大に必要な施策を実施していく。

(1) 国際競争力の強化

ア 集貨施策の推進

グローバルな港湾間競争がこれまで以上に激化しており、阪神港を取り巻く情勢は予断を許さない状況にある。西日本の拠点港として、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等、多方面・多頻度の直行サービスを充実させるため、国や港湾管理者等と連携するとともに、国際戦略港湾競争力強化対策事業を最大限活用し、神戸港、大阪港それぞれの利用者ニーズに沿った集貨施策に取り組んでいく。

【国際戦略港湾競争力強化対策事業を活用した事業メニュー】

アジア広域ハブ機能強化事業（内航フィーダー利用促進事業、積替機能強化事業、外航フィーダー利用促進事業、接続航路誘致事業）、基幹航路強化事業（基幹航路誘致事業、航路サービス拡充促進事業）等

(財源内訳)

(単位:千円)

国 (補助金)	港湾管理者 (負担金)	自主財源	計
530,000	803,000	915,000	2,248,000

イ 新たなコンテナ貨物の創出

食の輸出促進を図るために、引き続き「食の輸出セミナー&商談会」等を実施していく。また、様々な貨物のコンテナ化の動きが進む中で、コンテナ輸送にかかる新たな技術を活用して、阪神港のコンテナ取扱貨物量の増加を図る。

ウ ターミナルの高規格化、効率化の推進

借受者のニーズに対応したガントリークレーンの整備やターミナル取扱能力向上のための整備など物流機能を強化していく。

エ 阪神港における新・港湾情報システム（CONPAS）の導入

ターミナルゲート処理の迅速化を図り、より効率的なコンテナ輸送を実現するため、国、港湾管理者、各事業者等と連携して新・港湾情報システム（CONPAS）の導入に取り組む。

（２）フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の利便性の向上を図るとともに、船舶大型化等に対応したターミナルを提供していく。また、プロモーション事業の実施等により、フェリーの活性化に取り組んでいく。

（３）埠頭施設の運営管理

コンテナ、ライナー、フェリーの各埠頭施設において、利用者ニーズに的確に対応した施設整備・更新を計画的に進め、安全かつ利便性の高い埠頭施設を提供していく。

（４）経営基盤の強化

ターミナルの高規格化・効率化の推進によって、取得資産の減価償却費並びに施設の老朽化に伴う撤去費や維持修繕費の増加が見込まれている。これらコストの増加に対応するため、ライフサイクルコストの抑制などにより、一層の業務コスト合理化に努め、安定した収益の確保に向けた取り組みを進めていく。

（５）海外港湾の運営等

阪神港の港湾運営会社として培ってきた経験・技術を活用し、平成30年に資本参加したカンボジア王国シハヌークビル港の運営等に協力していく。また、海外業務を担う人材の育成等を図っていく。

（６）人材育成と組織づくり

将来の会社を担う人材の育成を目指し策定した社員育成方針（キャリアプラン）や新たな人事評価制度を実践していく。また、コンプライアンス委員会の柔軟な体制の確保等を通じ、コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化を図り、社員が働きやすい組織づくりを進める。

2 事業計画

(1) 管理運営計画

令和2年度のコンテナ埠頭、ライナー埠頭及びフェリー埠頭に係る管理運営計画は、次のとおりである。

〈ポートアイランド コンテナ船埠頭〉

バース名	埠頭借受者	供用開始年月日	バース総面積	岸壁水深・延長
PC-13	(株)上組 (株)住友倉庫	H14.7.1	116,930㎡	-15m 350m
PC-14	(株)日新	H8.4.15	123,380㎡	-15m 350m
PC-15	(株)商船三井、(株)住友倉庫、山九(株)ニッケル・エンド・ライオンズ(株)	H8.4.15	129,440㎡	-15m 350m -16m 350m
PC-16		H10.4.1	122,500㎡	-16m 350m
PC-17		H10.4.1	122,500㎡	-16m 350m
PC-17南	井本商運(株)、商船港運(株)	H24.12.28 [※]	7,000㎡	-16m 100m
PC-18	(株)上組	H15.4.16	167,240㎡	-16m 400m -15m 350m
PI-I	(株)上組	H24.12.28 [※]	16,390㎡	-12m 240m
PI-J		H24.12.28 [※]	21,600㎡	-12m 240m

※直貸開始日

〈六甲アイランド コンテナ船埠頭〉

バース名	埠頭借受者	供用開始年月日	バース総面積	岸壁水深・延長
RC-2	三井倉庫(株)	S60.1.21	132,300㎡	-13m 350m
RC-4	川崎汽船(株) 三菱倉庫(株)	S63.5.1 (S63.1.11)	259,700㎡	-14m 700m
RC-5		S63.5.1	129,850㎡	-14m 350m
RC-6	日本郵船(株)	H6.4.1	151,600㎡	-16m 400m
RC-7		H6.4.1	141,640㎡	-16m 400m
RS-B	井本商運(株)、(株)ユニエツクスNCT	H24.12.28 [※]	42,703㎡	-13m 220m
RS-C		H24.12.28 [※]	29,841㎡	-13m 130m

※直貸開始日

<ポートアイランド 一般外航貨物定期船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
PL-1	(株)上組	S48.3.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-2	日本通運(株)	S48.3.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-3	渋澤倉庫(株)	S48.3.21	20,859㎡	-10m 200m
PL-4	(株)上組	S49.9.1	17,552㎡	-10m 200m
PL-5	(株)辰巳商会	S49.2.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-6	(株)住友倉庫	S49.2.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-7	(株)大森廻漕店	S51.2.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-8	(株)日新	S51.2.1	18,200㎡	-10m 200m
PL-9	大洋運輸(株)	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-10	(株)神和	S51.11.1	22,300㎡	-10m 200m
PL-11	(株)日新	S51.3.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-12	ニッケル・エンド・ライオンズ(株)	S50.9.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-13	(株)日新	S50.2.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-14	山九(株)	S50.2.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-15	トレーディア(株)	S50.2.1	18,340㎡	-10m 200m

<六甲アイランド フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
RF-1	(株)フェリーさんふらわあ	S55.7.1	17,390㎡	-7.5m 193m
RF-2	阪九フェリー(株)	S63.3.5	24,920㎡	-9.0m 266m
RF-3	四国開発フェリー(株)	H5.1.1	22,690㎡	-8.5m 238m

<夢洲・南港 コンテナ船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始年月日	バース総面積	岸壁水深・延長
C-1	(株)辰巳商会	S44.8.31	104,152㎡	-13.5m 350m
C-2	(株)商船三井	S44.12.21	105,044㎡	-13.5m 350m
C-3	(株)辰巳商会	S48.3.1	104,610㎡	-13.5m 350m
C-4	(株)辰巳商会	S49.8.21	119,999㎡	-13.5m 350m
C-8	川崎汽船(株) (株)上組	H3.3.1	126,062㎡	-14m 350m
C-9	三菱倉庫(株) 三井倉庫港運(株)	H25.4.1 [※]	129,959㎡	-13m 350m
C-10	夢洲コンテナターミナル(株)	H15.10.1	165,800㎡	-15m 350m
C-11	エバーグリーンライン 夢洲コンテナターミナル(株)	H14.9.1	175,000㎡	-15m 350m
C-12	夢洲コンテナターミナル(株)	H25.10.1 [※]	240,000㎡	-16m 650m

※直貸開始日

<南港 一般外航貨物定期船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始年月日	バース総面積	岸壁水深・延長
L-1	鴻池運輸(株) (株)住友倉庫	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
L-2	(株)日新	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
L-3	(株)上組	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
L-4 [※]	(株)辰巳商会	S51.4.10	—	-10m 250m
L-5	山九(株)	S51.11.1	18,955㎡	-10m 250m
L-6	澁澤倉庫(株) 三菱倉庫(株)	S51.11.1	18,501㎡	-10m 230m
L-7	日本通運(株) 藤原運輸(株) 日鉄物流大阪(株)	S52.4.1	18,505㎡	-10m 230m

※岸壁のみ管理運営

<南港 国際フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸 壁 水深・延長
KF-1	上海フェリー(株), 日中国際フェリー(株), (株)サンスターライン, (株)上組, 日本通運(株)	H25.4.1※	29,390㎡	-10m 225m
KF-2				-10m 225m

※直貸開始日

<南港 フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸 壁 水深・延長
F-1	(株)名門大洋フェリー	S48.4	68,663㎡	-7.5m 200m
F-2	—	S48.4		-6.0m 130m
F-3	四国開発フェリー(株)	S48.4		-7.5m 220m
F-4	(株)名門大洋フェリー	S48.4		-7.5m 200m
F-5	—	S48.12		-7.5m 165m
F-6	—	S49.4		-6.0m 130m
R-3	(株)フェリーさんふらわあ	H29.1	44,125㎡	-12.0m 166m
R-4				-10.0m 169m
R-5		H20.7	26,770㎡	-10.0m 185m

(2) 建設計画

令和2年度のコンテナ埠頭及びフェリー埠頭に係る建設計画は、次のとおりである。

(単位:百万円, 税込)

	地区名	内 容	実施額
貸付金事業	ポートアイランド	荷役機械整備 等	3,248
	咲洲	荷役機械整備 等	
	夢洲	荷役機械整備	
その他事業	ポートアイランド	係留施設整備 等	600
	六甲アイランド	舗装改修 等	
	咲洲	荷役機械整備 等	
	夢洲	荷役機械整備 等	
合 計			3,848

3 予定損益計算書・予定貸借対照表

(1) 予定損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで, 単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	12,051,904	営業収益	14,038,958
業務管理費	8,290,283	埠頭営業収入	12,714,147
維持修繕費	1,328,617	営業雑収入	1,324,811
減価償却費	2,327,225		
租税公課	105,379	営業外収益	46,869
その他	400	受取利息	70
		有価証券利息	620
販売費及び一般管理費	1,745,596	受取配当金	14,590
		業務受託収入	28,792
営業外費用	34,963	その他	2,797
支払利息	34,963		
合 計	13,832,463	合 計	14,085,827
		税引前当期純利益	253,364
		法人税, 住民税及び事業税	77,479
		当期純利益	175,885
		前期繰越利益剰余金	3,552,143
		繰越利益剰余金	3,728,028

※神戸市からの収入

(1) 補助金	— 千円
(2) 受託料	836,262千円

(2) 予定貸借対照表

(令和3年3月31日現在, 単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,125,464	(負 債 の 部)	31,896,995
現金及び預金	10,569,164	流 動 負 債	4,751,904
営業未収金	947,222	営業未払金	3,080,646
有価証券	2,000,000	1年内返済長期借入金	1,306,032
貯蔵品	1,729	リース債務	1,710
未収入金	1,530,687	未払金	257,578
前払費用	43,369	未払費用	8,043
その他	33,293	未払法人税等	15,625
		前受収益	8,287
固 定 資 産	22,127,632	賞与引当金	48,335
有形固定資産	19,839,597	その他	25,648
建物	1,553,413		
構築物	2,961,852	固 定 負 債	27,145,091
機械及び装置	12,216,444	長期借入金	22,765,815
工具、器具及び備品	328,317	長期預り敷金保証金	4,235,111
リース資産	1,705	退職給付引当金	144,165
建設仮勘定	2,777,866		
無形固定資産	165,805	(純 資 産 の 部)	5,356,101
ソフトウェア	113,024	株 主 資 本	5,356,101
施設利用権	41,313	資本金	730,000
無形固定資産仮勘定	11,468	資本剰余金	730,000
投資その他の資産	2,122,230	資本準備金	730,000
投資有価証券	794,021	利益剰余金	3,728,028
差入敷金保証金	1,005,037	その他利益剰余金	3,728,028
長期前払費用	12,441	繰越利益剰余金	3,728,028
繰延税金資産	310,731	評価・換算差額等	168,073
その他	31,672	その他有価証券評価差額金	168,073
貸倒引当金	△ 31,672		
合 計	37,253,096	合 計	37,253,096

(参考) 予定損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位:千円)

区 分	合 計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その 他
営 業 収 入	14,038,958	12,714,147	1,314,262	—	10,549
埠頭営業収入	12,714,147	12,714,147	—	—	—
営業雑収入	1,324,811	—	1,314,262	—	10,549
受 取 利 息	70	—	—	—	70
有価証券利息	620	—	—	—	620
受 取 配 当 金	14,590	—	—	—	14,590
業務受託収入	28,792	—	28,792	—	—
そ の 他	2,797	—	—	—	2,797
合 計	14,085,827	12,714,147	1,343,054	—	28,626

(2) 支出内訳表

(単位:千円)

区 分	合 計	内 訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その 他
営 業 支 出	13,797,500	946,314	10,379,689	2,345,050	126,447
業務管理費	8,290,283	448,740	7,841,543	—	—
維持修繕費	1,328,617	—	1,328,617	—	—
減価償却費	2,327,225	—	—	2,327,225	—
租 税 公 課	105,379	—	—	—	105,379
そ の 他	400	—	400	—	—
販売費及び 一般管理費	1,745,596	497,574	1,209,129	17,825	21,068
支 払 利 息	34,963	—	—	—	34,963
合 計	13,832,463	946,314	10,379,689	2,345,050	161,410

以上により、営業収入として140億3,895万円、営業支出として137億9,750万円を計上した結果、収支差は2億4,145万円を見込んでいる。

VI 主要事業の推移（平成29年～令和元年）

1 阪神港コンテナ個数

（単位：千TEU）

			平成29年	平成30年	令和元年
神戸港	外国貿易	輸出	1,185	1,203	1,179
		輸入	1,034	1,017	1,009
		計	2,219	2,220	2,188
	内国貿易	移出	309	299	285
		移入	396	425	399
		計	705	725	684
計		2,924	2,944	2,872	
大阪港	外国貿易	輸出	938	946	968
		輸入	1,111	1,150	1,162
		計	2,050	2,096	2,130
	内国貿易	移出	188	226	239
		移入	89	91	87
		計	277	317	327
計		2,327	2,413	2,457	
阪神港 合計			5,251	5,357	5,329

（注1）単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

（注2）大阪港外内国貿易令和元年の数値は速報値である。

2 阪神港取扱貨物量

(単位:千トン)

			平成29年	平成30年	令和元年
神戸港	外国貿易	輸出	24,069	23,708	22,927
		輸入	28,648	28,453	28,586
		計	52,718	52,162	51,514
	内国貿易	移出	19,622	17,960	17,879
		移入	27,521	25,365	24,615
		計	47,143	43,325	42,495
計		99,861	95,486	94,009	
大阪港	外国貿易	輸出	9,587	9,626	9,014
		輸入	25,258	26,592	26,658
		計	34,845	36,218	35,672
	内国貿易	移出	21,836	21,384	22,083
		移入	27,985	26,677	27,751
		計	49,820	48,061	49,834
計		84,666	84,279	85,506	
阪神港 合計			184,527	179,765	179,515

(注1) 単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2) 大阪港外内国貿易令和元年の数値は速報値である。

※内国貿易のうち、フェリー貨物分

(単位:千トン)

			平成29年	平成30年	令和元年
神戸港	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	13,002	12,994	12,885
		移入	16,016	15,166	15,281
		計	29,018	28,160	28,166
大阪港	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	15,588	15,216	15,732
		移入	16,830	16,212	17,126
		計	32,419	31,428	32,858
阪神港 合計			61,437	59,588	61,024

(注1) 単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2) 大阪港令和元年の数値は速報値である。

3 阪神港内航フェリー埠頭利用実績

		平成29年	平成30年	令和元年
神戸港	入港隻数(隻)	2,669	2,635	2,646
大阪港	入港隻数(隻)	1,858	1,770	1,777
阪神港合計		4,527	4,405	4,423
		平成29年	平成30年	令和元年
神戸港	旅客(人)	842,336	816,642	831,830
大阪港	旅客(人)	1,023,423	1,020,984	1,089,526
阪神港合計		1,865,759	1,837,626	1,921,356
		平成29年	平成30年	令和元年
神戸港	車両(台)	576,994	580,892	572,845
大阪港	車両(台)	588,816	573,075	593,481
阪神港合計		1,165,810	1,153,967	1,166,326

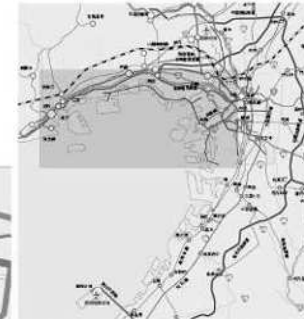
(注) 令和元年の数値は速報値である。

(参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	H30 → R1増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	1,107,755	768,240	920,733	152,493
	営業収益	12,377,112	12,508,473	14,196,470	1,687,997
	営業費用	11,269,356	11,740,233	13,275,736	1,535,503
	うち販売費及び一般管理費	1,524,403	1,650,630	1,272,432	△ 378,198
	うち人件費	893,876	881,084	895,767	14,683
	うち減価償却費	1,278,751	1,714,689	2,024,317	309,628
	営業外利益	94,104	20,486	84,645	64,159
	営業外収益	126,768	55,179	151,785	96,606
	営業外費用	32,664	34,693	67,140	32,447
	うち支払利息	32,664	33,312	33,108	△ 204
	経常利益	1,201,859	788,725	1,005,378	216,653
	特別利益	0	30,211	0	△ 30,211
	特別利益	0	557,165	0	△ 557,165
	特別損失	0	526,954	0	△ 526,954
法人税等	395,024	252,488	307,433	54,945	
当期純利益	806,835	566,447	697,945	131,498	
前期繰越利益剰余金	1,480,916	2,287,751	2,854,198	566,447	
繰越利益剰余金	2,287,751	2,854,198	3,552,143	697,945	
貸借対照表 (B/S)	資産合計	30,945,435	33,704,754	34,446,805	742,051
	流動資産	13,645,810	13,807,153	14,124,577	317,424
	固定資産	17,299,625	19,897,601	20,322,228	424,627
	うち建物	1,081,400	1,091,533	1,242,070	150,537
	負債合計	27,197,683	29,229,145	29,266,588	37,443
	流動負債	5,315,954	5,225,982	4,047,673	△ 1,178,309
	うち短期借入金	551,126	888,052	1,077,070	189,018
	固定負債	21,881,729	24,003,163	25,218,915	1,215,752
	うち長期借入金	17,394,259	19,661,208	20,853,848	1,192,640
	純資産合計	3,747,751	4,475,609	5,180,217	704,608
	株主資本	3,747,751	4,314,199	5,012,144	697,945
資本金	730,000	730,000	730,000	0	
資本剰余金	730,000	730,000	730,000	0	
利益剰余金	2,287,751	2,854,198	3,552,143	697,945	
評価換算差額等	0	161,410	168,073	6,663	

(参考) 埠頭位置図



不適切事案に関する調査を踏まえたガバナンス強化の取り組みについて（報告）

令和元年度に神戸市からの要請に基づき、不適切事案の存否等について調査を行い、調査を踏まえ団体のガバナンス強化に向けた取り組みを進めている。

1. 当社の第三者委員会により確認された不適切事案の概要

区 分	不適切事案の 認定件数
取引先から社員に対する接待等の便宜供与	3
社員による内部不正 (賃金不正請求、利得行為、経費流用、副業行為)	4
社員の職務懈怠行為	4
合計	11

<概要>

○取引先から社員に対する接待等の便宜供与

- (1) 大阪事業本部の社員 a が、工事契約業者 A 社から複数回にわたり、飲食・ゴルフの接待を受けたと認定。
- (2) 社員 c が、B 社から貴賓室往復チケットの贈与を複数回受けていた事実、飲食の接待を受けていた事実を認定。
- (3) 社員 a が、上記 A 社以外の複数の取引業者から、飲食・ゴルフの接待等を受けたと認定。

○社員による内部不正（賃金不正請求、利得行為、経費流用、副業行為）

- (4) 社員 d が、休日出勤時、許容された休憩時間を超えて休憩を取得しているにもかかわらず、業務時間として申請し、休日出勤手当を不正に取得している事実を認定。
- (5) 社員 a、b、e が出張の際、宿泊者にクオカード 5,000 円分が付くプランで社員 a が 3 名分の宿泊予約をし、それぞれ 5,000 円のクオカードを受領し、自ら個人的に使用していた事実を認定。

- (6) 社員 f が、メーカーとの意見交換の懇親会で、実際に集めた額と当社への事前申請経費が店へ現実に支払う飲食代金よりも多くなっており、差額分の懇親会費用を過剰に取得していた事実を認定。
- (7) 社員 a が、工事契約業者 C 社から業務の依頼を受け、許可を得ることなく業務時間中に当該作業を行い、報酬を受け取っていた事実を認定。

○社員の職務懈怠行為

- (8) 社員 a、g、h が、業務時間帯と考えられる時間帯に純然たる喫煙に要する時間を超え、それなりの長時間にわたって離席していた事実、ゲームをする目的で外出していた事実があったものとして認定。
- (9) 社員 f が、スケジュール上に登録された往訪先を訪問せず、自宅に滞在しており、当日及びその後も欠勤、休暇となったことを申告しておらず、営業訪問を偽装した無断欠勤であったと考えられると認定。
- (10) 社員 a が、業務時間中に、頻繁に業務と明らかに無関係な不適切なウェブページの閲覧を繰り返していた事実等を認定。
- (11) 大阪事業本部において、喫煙による長時間・繰り返しの休憩をしている社員が複数名いる事実を認定。

2. 関係社員の処分

認定された不適切事案 11 件について、当社において改めて事実確認を行い、関与が判明した 6 名（複数事案に関与していた場合を含む）を処分した（懲戒解雇 1 名、停職 1 カ月 1 名、停職 5 日 1 名、戒告 3 名）。（令和 2 年 3 月 18 日）

- ①社員 a 懲戒解雇 関与した事案：上記概要 (1) (3) (5) (7) (8) (10) (11)
- ②社員 b 停職 5 日 関与した事案：上記概要 (1) (3) (5)
- ③社員 f 停職 1 カ月 関与した事案：上記概要 (6) (9)
- ④社員 g 戒告 関与した事案：上記概要 (8) (11)
- ⑤社員 h 戒告 関与した事案：上記概要 (8) (11)
- ⑥その他の処分：関係社員①②の管理監督責任として戒告

3. 当社の第三者委員会による提言を踏まえた主な再発防止の取り組み

(1) 当社の立ち位置の明確化

- ①令和 2 年 3 月 18 日に策定した「社員育成方針～キャリアプラン」で会社の目指すべき姿を示し、社員と意識の共有化を図っている。策定にあたり社員の意見を反映した。
- ②社長と全社員との意見交換を少人数で階層別・年代別に実施中（令和 2 年 7 月～令和 3 年 3 月まで）。

- (2) 規程、ルール、チェック体制の整備（主なもの）
- ①接待・贈答の供応を受けることに関する要綱（令和2年2月5日施行）
 - ・担当執行役員の事前承認及び報告の義務付け
 - ・工事等請負事業者からの接待は禁止
 - ②喫煙に関する規程（令和2年4月1日施行）
 - ・勤務時間中の喫煙のための離席を禁止
 - ・懲戒処分の指針（規程）に追加
 - ③内部通報処理規定（令和2年4月1日改正）
 - ・社内の内部通報窓口を廃止し、会社と利害関係のない外部の弁護士を内部通報相談員に指定し、窓口を1本化
 - ④随意契約のガイドラインを新たに作成（令和2年4月1日実施）
 - ・随意契約が認められる場合の基準を明文化
- (3) 外部講師（弁護士）によるコンプライアンス研修の実施（令和2年12月末まで）
- ・職位、階層別実施（部長級以上、課長級、課長代理・係長、主任以下）
 - ・当社の実情にあわせた研修
- (4) 人事考課制度の見直し（令和2年6月）
- ・考課項目の見直し、考課理由記載欄の新設等
 - ・市からの派遣社員等を問わず全社員統一の制度で実施
 - ・所管執行役員の意見聴取の制度化
 - ・考課者・被考課者全員に外部講師による考課者研修を実施（令和2年10月 期中面談までに）
- (5) 人事ローテーションの見直し（令和2年4月1日実施）
- ・技術職（土木・設備）の異動について神戸事業部と大阪事業本部間で実施
- (6) 社長から全社員へトップメッセージの継続的な発信
- ・社長自らの言葉で、定期的にメールで社員全員に発信（令和2年2月以降9回）
- (7) コンプライアンス委員会の見直し（令和2年4月1日）
- ・社外監査役、内部通報相談員の外部の弁護士を委員に追加
 - ・積極的かつ機動的に様々な施策に取り組むことができるよう外部委員を含む専門部会を設置
- (8) 内部通報制度の見直し（令和2年4月1日）
- ・社内の内部通報窓口を廃止し、会社と利害関係のない外部の弁護士を内部通報相談員に指定し、窓口を1本化
 - ・内部の役員等で組織された内部通報処理委員会を廃止
 - ・通報処理にあたり、会社から独立した内部通報相談員が調査を実施
 - ・通報者だけでなく調査に協力した者に対しても不利益取扱を禁止